

安全データシート(SDS)

作成年月日 : 1999年01月07日

改正年月日 : 2016年04月01日

番号	項目名	記 載 内 容																																	
1	化学物質等 及び会社情 報	<p>製品名 : イビボード (高圧メラミン化粧板) B, BV, BB, BY, BYV, BW, BEX, BBX, BYX, BWX, BP, BYP, BWP, BPEX, APF, PL, AP HB, HBY, HBW, HBP, HBYP, HBWP</p> <p>単一製品・混合物の区分 : 混合物</p> <p>物質名 : 熱硬化性樹脂高圧化粧板</p> <p>会社名 : イビケン株式会社</p> <p>住所 : 大垣市青柳町300番地</p> <p>担当部署 : 建装事業部 生産統括部 品質保証課</p> <p>電話番号 : (0584) 89-0552</p> <p>FAX番号 : (0584) 88-2722</p> <p>緊急連絡先 : (0584) 89-0527</p>																																	
2	危険有害性 の要約	<p>分類の名称 : GHS分類基準に該当しない</p> <p>物理化学的危険性 : 該当なし</p> <p>健康に対する有害性 : 原材料にホルムアルデヒドを使用しているが、平成15年7月1日施行の 建築基準法に対して告示対象外</p> <p>危険有害情報 : 該当なし</p>																																	
3	組成及び成 分情報	<p>成分及び含有量:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成 分</th> <th colspan="3">含有量 (wt%)</th> <th rowspan="2">許容濃度(ppm)</th> </tr> <tr> <th>茶・黒コアタイプ</th> <th>黄コアタイプ</th> <th>白コアタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙</td> <td>50~70</td> <td>45~65</td> <td>45~65</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>酸化チタン</td> <td>1~10</td> <td>1~10</td> <td>1~10</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>メラミン樹脂(硬化物)</td> <td>5~20</td> <td>20~30</td> <td>35~55</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>フェノール樹脂(硬化物)</td> <td>20~45</td> <td>15~25</td> <td>0</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>官報公示整理番号 (化審法、安衛法) : 酸化チタン (化審法) (1)-558</p> <p>CAS No : 酸化チタン 13463-67-7</p> <p>国連分類及び国連番号 : 該当なし</p>	成 分	含有量 (wt%)			許容濃度(ppm)	茶・黒コアタイプ	黄コアタイプ	白コアタイプ	紙	50~70	45~65	45~65	該当なし	酸化チタン	1~10	1~10	1~10	該当なし	メラミン樹脂(硬化物)	5~20	20~30	35~55	該当なし	フェノール樹脂(硬化物)	20~45	15~25	0	該当なし	合計	100	100	100	
成 分	含有量 (wt%)			許容濃度(ppm)																															
	茶・黒コアタイプ	黄コアタイプ	白コアタイプ																																
紙	50~70	45~65	45~65	該当なし																															
酸化チタン	1~10	1~10	1~10	該当なし																															
メラミン樹脂(硬化物)	5~20	20~30	35~55	該当なし																															
フェノール樹脂(硬化物)	20~45	15~25	0	該当なし																															
合計	100	100	100																																
4	応急処置	<p>目に入った場合 : 加工時、取り扱い時に生じた微粉末が目に入った場合は、速やかに清浄な水 で15分以上洗眼し、洗眼中は、決して目をこすってはならない。 目に異物感があれば直ちに医師の手当てを受ける。</p> <p>皮膚に付着した場合 : 加工時、取り扱い時に生じた微粉末が皮膚に付着した場合は、石鹼と清浄な 水で洗浄し、必要であれば医師の診断を受ける。</p> <p>吸入した場合 : 加工時、取り扱い時に生じた微粉末を吸入した場合は、清浄な水でうがいをし、 必要であれば医師の診断を受ける。</p> <p>飲み込んだ場合 : 加工時、取り扱い時に生じた微粉末を飲み込んだ場合は、清浄な水でうがい をし、必要であれば医師の診断を受ける。</p>																																	
5	火災時の処 置	<p>消火方法 : 一般プラスチック火災と同様に発生煙を吸入せぬよう適切な保護具 (マスク、耐熱性着衣など)着用して作業すると共に、風下の人を避難させる。 : 消火作業は風上から行う。 : 周辺火災の場合で移動可能な場合は、速やかに安全な場所に移動する。</p> <p>消火剤 : 特に指定はないが、水、粉末、泡、炭酸ガス等の消火剤をもちいる。</p>																																	

番号	項目名	記 載 内 容
6	漏出時の処置	該当しない
7	取り扱い及び保管上の注意	<p>取扱い : 保護具を着用し、加工時に飛散する微粉末を吸い込まないようにする。 また端面は鋭利なため、手などにケガをしやすいため保護手袋を着用して取り扱う。 (粉塵は可燃性のため、金属の粉塵と区別し、粉塵爆発対策を行う。)</p> <p>保管 : 平積みにして保管する。雨水に濡らしたり、直射日光にさらしたりすることは避け、 常温常湿の屋内で水に濡れない場所に保管する。地面やコンクリート床面への直置きは避ける。</p>
8	曝露防止及び保護処置	<p>管理濃度 : 該当なし</p> <p>許容濃度 日本産業衛生学会 : 該当なし ACGIH : 該当なし</p> <p>設備対策 : 切断加工工程には集塵装置を設置し、作業中は有効に作動させる。</p> <p>保護具</p> <p>呼吸用保護具 : 防塵用マスク等を着用する。</p> <p>保護眼鏡 : 保護眼鏡(ゴーグル型)等を着用する。</p> <p>保護手袋 : 布製手袋(軍手)等を着用する。</p> <p>保護衣 : 長袖の作業衣及び安全靴の着用を推奨する。</p>
9	物理的及び化学的性質	<p>外観 : 板状成形体(固体)</p> <p>沸点 : 該当なし</p> <p>蒸気圧(mmHg) : 該当なし</p> <p>揮発性 : 該当なし</p> <p>融点(°C) : 該当なし</p> <p>比重(20°C) : 約1.4</p> <p>溶解度(水) : 水に不溶</p> <p>蒸気密度(空気=1) : 該当なし</p>
10	安定性及び反応性	<p>引火点 : データなし</p> <p>発火点 : データなし(メラミン樹脂:601°C、フェノール樹脂:493°C)</p> <p>爆発限界(上限、下限) : データなし</p> <p>可燃性 : あり</p> <p>発火性(自然発火性、水との反応性) : データなし</p> <p>酸化性 : データなし</p> <p>自己反応性、爆発性 : データなし</p> <p>安全性、反応性 : 化学的に安定</p>
11	有害性情報	<p>皮膚腐食性 : 知見なし</p> <p>刺激性(皮膚、眼) : 知見なし</p> <p>感作性 : 知見なし</p> <p>急性毒性(50%致死量等を含む) : 知見なし</p> <p>亜急性毒性 : 知見なし</p> <p>慢性毒性 : 知見なし</p> <p>がん原性 : 知見なし</p> <p>変異原性(微生物、染色体異常) : 知見なし</p> <p>生殖毒性 : 知見なし</p> <p>催奇形性 : 知見なし</p>
12	環境影響情報	<p>分解性 : 知見なし</p> <p>蓄積性 : 知見なし</p> <p>魚毒性 : 知見なし</p>

番号	項目名	記 載 内 容
13	廃棄上の注意	<p>：都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物業者に委託処理する。</p> <p>：焼却する場合は、排ガス対策がなされた焼却炉にて処分する。</p> <p>：埋め立てする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って、公認の処理業者に委託処理する。</p> <p>：焼却残渣はそのまま外部に放出せず、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託処理する。</p>
14	輸送上の注意	<p>国際規制 : 知見なし</p> <p>安全対策など : 梱包装に破れがないことを確認し、水濡れ、落下、転倒、破損、角当て損傷がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。</p>
15	適用法令	<p>労働安全衛生法 : 通知対象物質 酸化チタン</p>
16	その他の情報	<p>[記載内容の取扱い]</p> <p>このSDSは、現時点で入手できる資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。</p> <p>特別な取り扱いの場合には、用途、用法に応じて適切な安全対策を実施の上、お取扱い下さるよう御願ひ致します。</p> <p>又、この「安全データシート」の内容は、法令の改正や新しい知見に基づき改定されることがあります。</p> <p>尚、この安全データシートは、JIS Z 7253(2012)に準拠して作成しております。</p>